

確定申告は正しくお早めに!!

申告書の提出と納付の期限

- ◎所得税 2月16日(水)～3月15日(火)
- ◎贈与税 2月1日(火)～3月15日(火)
- ◎消費税(個人事業者) 1月4日(火)～3月31日(木)

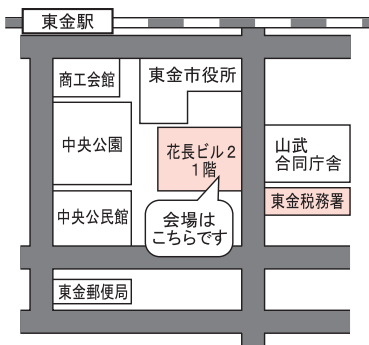
税務署での作成・相談、申告書の提出(特設会場)

東金税務署では2月4日(金)から3月15日(火)までは署庁舎斜め向かい、花長ビル2、1階ホールで申告書の作成・相談、申告書の提出を受け付けます。

e-Tax(国税電子申告・納税システム)
[http://www.e-tax.nta.go.jp]
インターネットで申告や納税ができます。

国税庁のホームページ

[http://www.nta.go.jp]
確定申告書等の作成ができます。



※ご注意

○会場及び署の駐車場は利用できませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

○土・日・祝日の相談、受付は行っていませんが、申告書はe-Taxや郵便または信書便による送付および税務署の時間外

文書収受箱に投函することと提出できます。なお、申告書の「控」が必要な方は、返信用封筒(住所・氏名を書いて切手を貼付)を同封してください。(e-Tax申告を除く)

確定申告の無料相談会 〈東金税務署・税理士会〉

東金税務署及び税理士会では、今年も確定申告書作成の無料相談会を開催しますのでご利用ください。

税務署相談会

とき 1月27日(木)

午前10時～正午

ところ 役場 第1会議室

対象者

- ①給与所得者で、所得税の還付を受けようとする方
- ②年金受給者の方
- その他 申告書の提出もできます。

税理士相談会

とき 2月9日(水)

午前9時30分～正午

午後1時～4時

ところ 役場 第1会議室

対象

- ①小規模納税者の方の所得税・消費税
 - ②年金受給者・給与所得者の方の所得税
- ※ただし、土地・建物・株式等の譲渡所得を除く。

税務課と文化会館で受付します。町民サービスセンターでは、提出等の受付はしませんのでご注意ください。

給与や賃金を支払う方へ 〈源泉徴収票・給与支払報告書〉

平成22年中に給与・賃金などを支払った事業所、事業主は「給与所得の源泉徴収票」を作成し、1月31日までにすべての受給者に交付するとともに、一定金額以上のものは税務署に提出することになっています。

また、「給与所得の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」は金額の多少にかかわらず、すべてを受給者の住所地(平成23年1月1日現在)の市町村に提出することになっています。なお、青色申告をする方で専従者給与を支払った方、臨時で従業員を雇った方も忘れずに提出してください。

◆問い合わせ

東金税務署
☎0475(52)3121

町民税・所得税の 申告相談・提出会場

今年も「文化会館」で申告相談を行います。(2月16日(水)から3月15日(火)までの土日を除く毎日)
なお、提出のみの方は、

◆問い合わせ

税務課課税班
☎(84)1212